

製材協業化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、製材協業化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の事業者が製材協業化の取組を支援し、主として製材品供給可能量の見える化を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象及び補助金額)

第3条 次の各号を全て満たす製材協業化および供給可能量の情報共有に要する経費の一部を、乾燥、加工、および出荷する者に対し補助する。

- (1) 県内で素材生産された原木を製材すること。
- (2) 県内の製材業者により一次加工した製材品であること。
- (3) 県内の製材等 J A S 認証工場または優良県産木材取扱事業者が乾燥、加工、および出荷した製材品であること。
- (4) 乾燥、加工した製材品の量について、木材量に関する情報共有を建築関係者等と行うこと。

2 補助金の額は、1 m³当たり18,000円とする。

3 国等の補助事業を利用する場合は、国等の補助事業の対象経費以外の経費を対象とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業者等は補助金の交付受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）（以下「申請書」という。）をやまぐちの農林水産物需要拡大協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出したものに交付決定通知書（様式2）を通知するものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。
- 3 会長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「申請者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(申請内容又は事業費の変更)

- 第7条 申請者は、連携事業者及び当該事業費を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式3)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書(様式4)を申請者に通知するものとする。
 - 3 第5条第2項及び第3項の規定は前項の変更交付決定について準用する。

(事業の中止または廃止)

- 第8条 申請者は、事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止(廃止)承認申請書(様式5)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第9条 申請者は当該事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日または補助が終了する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式6)を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、その旨を様式7

により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式8）を会長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知にかかる金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 申請者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払い請求書（様式9）を会長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 申請者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない

(報告及び検査)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第15条 会長は、申請者が次の各号の一に該当する時は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、すでに補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 会長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応

じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月13日から施行し、令和7年度事業から適用する。